

申告書確認表の訂正等について

平成28年2月29日(月)17時30分まで掲載していた申告書確認表について、次のとおり訂正等がありましたので、修正し再掲載しました。修正前に出力している方はお手数ですが、修正後の申告書確認表を出力していただきますようお願いいたします。

申告書確認表(単体法人用)の訂正について

○ 新旧対照表

項目	No.	新	旧
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	57	57 適用を受けようとする譲渡資産及び買換え資産は、該当号の要件を満たしていますか。	57 適用を受けようとする譲渡資産及び買換え資産は、該当号の要件を満たしていますか(平成27年1月1日以後に譲渡した資産を指す第65条の7第1項第9号の譲渡資産に該当するとしていませんか。)

(注) 下線部について、平成27年度税制改正により適用期限が延長されましたので、削除しました。

申告書確認表(連結申告用)の誤りについて

○ 正誤表

項目	No.	正	誤
連結所得金額の計算 別表四の二、 別表五の二(一)	9	9 別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 (納付の場合) 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16~19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一(一)の15欄 = 別表五の二(一)の20④欄 (還付の場合) 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16~19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 ⊕ 別表一(一)の19欄 = 別表五の二(一)の20④欄	9 別表四の二と別表五の二(一)の検算額は、別表五の二(一)の20④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 (納付の場合) 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16~19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一(一)の15欄 = 別表五の二(一)の20④欄 (還付の場合) 別表四の二の56②欄 + 別表五の二(一)の20①欄 + 別表五の二(一)の16~19の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 ⊕ 別表一(一)の19欄 = 別表五の二(一)の20④欄
外国税額控除 別表六の二(二)	17	17 8欄、10欄又は11欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の4欄、5欄又は2欄の金額と一致していますか。	17 8欄、10欄又は11欄の金額は、それぞれ各連結法人の別表六の二(二)付表の4欄、5欄又は2欄の金額の合計額と一致していますか。

申告書確認表(個別帰属額届出用)の誤り等について

○ 正誤表

項目	No.	正	誤
個別所得金額の計算 別表四の二付表、 別表五の二(一) 付表一	6	6 別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、別表五の二(一)付表一の25④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 ○連結親法人 (納付の場合) 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一(一)の15欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 (還付の場合) 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 ⊕ 別表一(一)の19欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 ○連結子法人 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 = 別表五の二(一)付表一の25④欄	6 別表四の二付表と別表五の二(一)付表一の検算額は、別表五の二(一)付表一の25④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 ○連結親法人 (納付の場合) 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 - 別表一(一)の15欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 (還付の場合) 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 - 別表五の二(一)の16③確定欄 ⊕ 別表一(一)の19欄 = 別表五の二(一)付表一の25④欄 ○連結子法人 別表四の二付表の56②欄 + 別表五の二(一)付表一の25①欄 + 別表五の二(一)付表一の21~24の③欄の合計額 = 別表五の二(一)付表一の25④欄

○ 新旧対照表

項目	No.	新	旧
特定資産の買換えの特例 別表十三(五)	47	47 適用を受けようとする譲渡資産及び買換え資産は、該当号の要件を満たしていますか。	47 適用を受けようとする譲渡資産及び買換え資産は、該当号の要件を満たしていますか(平成27年1月1日以後に譲渡した資産を指す第68条の78第1項第9号の譲渡資産に該当するとしていませんか。)

(注) 下線部について、平成27年度税制改正により適用期限が延長されましたので、削除しました。